

令和7年6月第3回真庭市議会定例会 付議事件一覧

令和7年(2025年)6月13日 提出

議案番号		付議事件名	ページ
報告第4号	1	令和6年度(2024年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	2
報告第5号	2	令和6年度(2024年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	8
報告第6号	3	令和6年度(2024年度)真庭市下水道事業会計予算繰越計算書について	10
議案第46号	4	動産の買入れについて	12
議案第47号	5	真庭市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	16
議案第48号	6	真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	19
議案第49号	7	真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について	22
議案第50号	8	岡山県中部環境施設組合規約の変更に関する協議について	29
議案第51号	9	岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議について	32
議案第52号	10	岡山県中部環境施設組合の財産処分に関する協議について	34
議案第53号	11	真庭市水道料金及び下水道使用料の一括徴収に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	40
議案第54号	12	動産の買入れについて	74
議案第55号	13	動産の買入れについて	78
議案第56号	14	工事請負契約の締結について	82
議案第57号	15	令和7年度(2025年度)真庭市一般会計補正予算(第1号)について	90

報告第 4 号

令和 6 年度(2 0 2 4 年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度真庭市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年(2 0 2 5 年)6 月 1 3 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和6年度(2024年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	複合施設再編整備事業	23,012,000	23,012,000	0	10,000,000	0	0	13,012,000
		キャッシュレス・市民 ポイント推進事業	228,240,000	68,600,000	0	58,600,000	0	0	10,000,000
	5 統計調査費	国土調査事業	88,223,000	69,972,000	0	52,404,000	0	0	17,568,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯物価高騰緊急 支援給付金事業（R 6.12補正非課税世 帯支給分）	172,523,000	167,783,000	0	167,783,000	0	0	0
		低所得世帯物価高騰緊急 支援給付金事業（R 6.12補正こども加 算分）	6,960,000	6,820,000	0	6,820,000	0	0	0
		高齢者福祉施設改修等 管理費	111,719,000	5,787,000	0	0	5,400,000	0	387,000
	2 児童福祉費	保育園施設整備費	113,887,000	15,343,000	0	0	14,500,000	0	843,000

令和6年度(2024年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援はぐくみ給付金事業	21,036,000	614,000	0	614,000	0	0	0
		カーボンニュートラル推進事業	25,146,000	10,000,000	0	7,000,000	0	0	3,000,000
	2 清掃費	廃棄物処理施設集約化事業	1,775,480,000	995,040,000	71,447,000	0	800,000,000	0	123,593,000
		家庭ごみ資源化促進事業	12,297,000	7,376,000	0	0	0	0	7,376,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興施設等整備事業	12,203,000	4,501,000	0	0	4,200,000	0	301,000
		農業用施設改修等管理費	16,199,000	4,571,000	0	0	3,300,000	457,000	814,000
		中山間地域総合整備事業	20,181,000	3,410,000	14,000	0	1,100,000	2,273,000	23,000

令和6年度(2024年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	省エネ農業推進事業	5,000,000	5,000,000	0	3,500,000	0	0	1,500,000
		飼料価格高騰緊急対策支援事業	28,807,000	28,807,000	0	20,200,000	0	0	8,607,000
7 商工費	1 商工費	事業者省エネ対応機器導入補助事業	20,000,000	20,000,000	0	14,000,000	0	0	6,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持臨時管理費	204,075,000	23,018,000	0	0	5,000,000	0	18,018,000
		道路新設改良事業	243,335,000	70,243,000	43,000	14,100,000	56,100,000	0	0
		橋りょう修繕事業	363,000,000	135,654,000	0	80,492,000	55,100,000	0	62,000
	3 河川費	河川施設等臨時管理費	88,893,000	1,600,000	0	0	0	0	1,600,000

令和6年度(2024年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
8 土木費	6 住宅費	住宅政策推進事業	14,831,000	11,076,000	0	596,000	0	0	10,480,000
9 消防費	1 消防費	非常備消防施設等整備事業	51,403,000	21,640,000	0	0	20,500,000	0	1,140,000
		災害対策備蓄品購入事業	43,061,000	38,881,000	0	19,440,000	0	0	19,441,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	154,813,000	1,356,000	0	0	1,300,000	0	56,000
	5 社会教育費	文化財保護施設等整備費	6,983,000	3,135,000	0	0	2,900,000	0	235,000
		公民館施設等改修事業	43,660,000	21,638,000	0	0	20,500,000	0	1,138,000
	06 保健体育費	スポーツ施設改修等事業	381,442,000	159,924,000	7,840,000	0	144,300,000	0	7,784,000

令和6年度(2024年度)真庭市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地災害復旧事業（現 年補助）	5,100,000	1,600,000	17,000	0	0	37,000	1,546,000
		農業用施設災害復旧事 業（現年補助）	16,000,000	9,263,000	161,000	0	0	205,000	8,897,000
		林業施設災害復旧事業 （現年補助）	23,000,000	13,937,000	0	0	0	0	13,937,000
合 計			4,320,509,000	1,949,601,000	79,522,000	455,549,000	1,134,200,000	2,972,000	277,358,000

報告第 5 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計予算繰越明
許費繰越計算書について

令和 6 年度真庭市津黒高原観光事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のと
おり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第
146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和 6 年度(2024年度)真庭市津黒高原観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
1 事業費	1 津黒高原観光事業費	津黒高原荘等改修事業	7,524,000	4,554,000	0	0	0	0	4,554,000
合 計			7,524,000	4,554,000	0	0	0	0	4,554,000

報告第 6 号

令和 6 年度(2024 年度)真庭市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度真庭市下水道事業会計のうち建設改良費に係る予算を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

令和6年度(2024年度)真庭市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
						既収入 特定財源	未収入特定財源			損益勘定 留保資金			
							国県補助金	企業債	工事負担金				
1 資本的支出	1 建設改良費	特定環境保全公共下 水道事業	円 51,100,000	円 0	円 51,100,000	円 0	円 25,500,000	円 25,500,000	円 0	円 100,000	円 0	円 0	事業計画の再検討に 不測の日数を要した ため
合 計			51,100,000	0	51,100,000	0	25,500,000	25,500,000	0	100,000	0	0	

議案第46号

動産の買入れについて

下記のとおり動産の買入れをしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年真庭市条例第55号)第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|----------|---------------------------------------|----|
| 1 購入物件 | 消防ポンプ自動車(勝山方面隊第1分団第8部) | 1台 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 | |
| 3 契約金額 | 26,818,000円 | |
| 4 契約の相手方 | 岡山県倉敷市亀島1-39-6
株式会社沼本産業 代表取締役 沼本健一 | |

令和7年(2025年)6月13日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

動産の買入れを行うに当たり、予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

入札執行調書

件 名	消防ポンプ自動車購入（勝山1-8）（危機管理課）				
入札方式	条件付一般競争入札				
入札日時	令和 7年 4月23日 9時00分				
入札場所	真庭市総務部財産活用課		予定価格（税込）	¥30,474,400円	
購入担当課	危機管理課				
落札業者	商号	株式会社沼本産業	予定価格（税抜）	¥27,704,000円	
	住所	岡山県倉敷市亀島 1－3 9－6			
代表者	職名	代表取締役	落 札 額 比較書価格（税抜）	¥24,380,000円	
	氏名	沼本健一	消費税及び地方消費税額	¥2,438,000円	
整理番号	業者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	株式会社沼本産業	¥24,380,000円			落 札
2	株式会社吉谷機械製作所	¥24,950,000円			
3	東洋ポンプ株式会社	¥25,350,000円			
4	株式会社岡山森田ポンプ	¥25,500,000円			

消防ポンプ自動車主要諸元表

主 要 諸 元		
車両ベース		いすゞ自動車 NMR 8 8 M - F J 5 W 9 G Y - D
車両寸法	全長	5, 7 0 0 mm
	全幅	1, 8 9 0 mm
	全高	2, 3 5 0 mm
	ホイールベース	2, 7 6 0 mm
車両総重量		5, 0 0 0 k g
乗車定員		6 名
エンジン形式		4 J Z 1 ディーゼル 2, 9 9 9 c c
変速装置		A T
駆動方式		2 W D
ポンプ性能		A - 2 級

■外観写真



議案第 4 7 号

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年(2025年)6月13日 提出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画に、地域新電力会社設立事業を計上するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)新旧対照表

改正案	現行
第3章 産業の振興 1 (略) 2 その対策 (略) 地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進 (略) 基幹産業である林業の促進のため、「木を使い切る真庭」の創出として、CLTの地域産業化の推進、真庭産木材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの複合的な利活用等、低炭素社会に向けた環境産業の創出を図ります。 <u>さらに、これまで取り組んできた、真庭を象徴する地域産木質バイオマス等の再生可能エネルギーへの活用によって生まれた付加価値を、市民のために活用するため、市内企業等と協力して地域新電力会社を設立します。より環境価値の高いエネルギーを地産地消し、得られた利益を地域課題解決に活用することで、地場産業に伴走支援し、地域資源の循環をより意義深いものとします。</u> 企業・産業活動を総合的に支援する「真庭市地域産業振興センター」の活動を充実させ、起業や創業の創出を図り、産業間や企業間の連携を促進し、商品開発や新たなビジネスモデルの創出等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した特産品開発等への支援体制を強化します。 (略) 3 (略) 4 事業計画(令和3年度～7年度) 【別記1 参照】	第3章 産業の振興 1 (略) 2 その対策 (略) 地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進 (略) 基幹産業である林業の促進のため、「木を使い切る真庭」の創出として、CLTの地域産業化の推進、真庭産木材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの複合的な利活用等、低炭素社会に向けた環境産業の創出を図ります。 企業・産業活動を総合的に支援する「真庭市地域産業振興センター」の活動を充実させ、起業や創業の創出を図り、産業間や企業間の連携を促進し、商品開発や新たなビジネスモデルの創出等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した特産品開発等への支援体制を強化します。 (略) 3 (略) 4 事業計画(令和3年度～7年度) 【別記1 参照】

【別記1】

改正案

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(略)			
	企業誘致	企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業 ○具体的な事業内容 真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。 ○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。 ○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。	真庭市	当 該 施 策の事業 効果は将 来に及ぶ ものであ る。
	(11) その他			
		地域新電力会社設立事業	真庭市	

現行

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(略)			
	企業誘致	企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業 ○具体的な事業内容 真庭産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。 ○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。 ○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。	真庭市	当 該 施 策の事業 効果は将 来に及ぶ ものであ る。

議案第 48 号

真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

				原 案	
令和	年	月	日		決
				修 正	

[提案理由]

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、対象施設に係る固定資産税を免除する特例措置を延長するため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年真庭市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

真庭市地域経済牽引事業を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(課税免除) 第2条 市長は、法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までに、法第13条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者(法第13条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。)に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事業所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、課税免除することができる。	(課税免除) 第2条 市長は、法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までに、法第13条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者(法第13条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。)に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事業所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、課税免除することができる。

議案第 4 9 号

真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 6 月 1 3 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

				原 案	
令和	年	月	日		決
				修 正	

[提案理由]

本市全域が、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による盛土等の工事規制区域として指定されたことに伴い、造成工事に関する基準が同法の適用となるため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年真庭市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第10条第2項第2号中「前条第2項第2号から第6号まで及び第8号」を「前条第2項第2号から第7号まで」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第11条第2項中「前条第2項第4号」を「前条第2項第3号」に改める。

第12条第1項中「次条から第19条まで」を「次条、第14条及び第16条から第19条まで」に改め、同条第2項中「次条から第19条まで」を「第16条から第19条まで」に改め、「次条から第15条まで及び」を削り、同条第3項中「次条から第19条まで」を「及び第16条から第19条まで」に改め、「次条から第15条まで」を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第21条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条の規定による許可の申請及び第10条の規定による変更の許可の申請の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

真庭市墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(経営の許可の申請) 第9条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) (略) (8) (略) (変更の許可の申請) 第10条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 変更後の<u>前条第2項第2号から第7号まで</u>に掲げる書類 (3) (略) (4) (略) (廃止の許可の申請) 第11条 (略) 2 前項の申請書には、<u>前条第2項第3号</u>に掲げる書類を添付しなければならな	(経営の許可の申請) 第9条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 第15条第1項の造成工事を行う場合には、当該造成工事の内容を明らかにした規則で定める書類</u> <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) (変更の許可の申請) 第10条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 変更後の<u>前条第2項第2号から第6号まで及び第8号</u>に掲げる書類 <u>(3) 前条第2項第7号</u>に掲げる書類 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) (廃止の許可の申請) 第11条 (略) 2 前項の申請書には、<u>前条第2項第4号</u>に掲げる書類を添付しなければならな

い。

(許可の基準)

第12条 市長は、法第10条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請に係る墓地等が次条、第14条及び第16条から第19条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請(墓地の区域の拡張又は火葬場の施設の増設に係るものに限る。)があった場合について準用する。この場合において、前項中「第16条から第19条まで」とあるのは、「第19条」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請(前項に規定するものを除く。)があった場合について準用する。この場合において、第1項中「及び第16条から第19条まで」とあるのは、「第17条及び第19条」と、同項第1号中「されたものであって、次号アに該当するとき」とあるのは「されたものであるとき」と、同項第2号中「次のいずれにも」とあるのは「イ及びウのいずれにも」と読み替えるものとする。

第15条 削除

い。

(許可の基準)

第12条 市長は、法第10条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請に係る墓地等が次条から第19条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請(墓地の区域の拡張又は火葬場の施設の増設に係るものに限る。)があった場合について準用する。この場合において、前項中「次条から第19条まで」とあるのは、「次条から第15条まで及び第19条」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請(前項に規定するものを除く。)があった場合について準用する。この場合において、第1項中「次条から第19条まで」とあるのは「次条から第15条まで、第17条及び第19条」と、同項第1号中「されたものであって、次号アに該当するとき」とあるのは「されたものであるとき」と、同項第2号中「次のいずれにも」とあるのは「イ及びウのいずれにも」と読み替えるものとする。

(墓地の造成工事の基準)

第15条 墓地の造成に関する工事(以下「造成工事」という。)の基準は、次のとおりとする。

(1) 切土又は盛土(次項第4号の切土又は盛土を除く。)をする場合には、崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この条において同じ。)の上端に続

く地盤面は、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。

(2) 切土又は盛土をする場合には、雨水その他の地表水を排除することができるように、規則で定める技術的基準に従い、排水施設を設置すること。

(3) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置を講ずること。

(4) 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締め固めその他の措置を講ずること。

(5) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。

(6) 造成によって生じた崖面(崖の地表面をいう。第3項において同じ。)は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。

(7) 前各号に規定する措置のうち規則で定めるものは、規則で定める資格を有する者の設計(その者の責任において、設計図書(造成工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。))を作成することをいう。)によること。

2 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものとする。

(1) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(適用除外)

第21条

(2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(3) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(4) 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

3 前2項の規定の適用については、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとする。

(適用除外)

第21条 次に掲げる造成工事については、第15条の規定は、適用しない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の都市計画区域内において行う同法第4条第12項に規定する開発行為である造成工事

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事である造成工事

(3) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林において行う同法第10条の2第1項に規定する開発行為である造成工事及び同法第26条又は第26条の2の規定による保安林の指定の

(略)	<u>解除を伴う造成工事</u> <u>(4) 岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第5条第1項に規定する開発行為である造成工事</u> <u>2 法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可の申請があった場合において、当該申請が第3条第1号又は第3号に掲げる者によってされたものであるときは、第15条の規定は、適用しない。</u> <u>3 (略)</u>
-----	---

議案第 50 号

岡山県中部環境施設組合理約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、岡山県中部環境施設組合理約を別紙のとおり変更することについて、岡山県中部環境施設組合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

岡山県中部環境施設組合の解散に伴う事務の承継の取扱いを加える規約の変更に関し、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、当該組合を組織する関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

岡山県中部環境施設組合理約の一部を変更する規約

岡山県中部環境施設組合理約(昭和 44 年岡山県指令地第 291 号)の一部を次のように変更する。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(解散に伴う事務の承継)

第 14 条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。

岡山県中部環境施設組合同規約新旧対照表

改正案	現行
<u>(解散に伴う事務の承継)</u> <u>第14条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。</u> (地方自治法の準用) <u>第15条</u> (略)	(地方自治法の準用) <u>第14条</u> (略)

議案第 51 号

岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 288 条の規定により、岡山県中部環境施設組合を解散することについて、別紙のとおり岡山県中部環境施設組合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

岡山県中部環境施設組合のごみ処理施設の解体に伴い、共同処理する事務が消滅するため当該組合を解散することに関し、地方自治法第 288 条の規定により、当該組合を組織する関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 288 条の規定に基づき、岡山県中部環境施設組合の解散について、次のとおり定める。

1 解散の期日

令和 8 年 3 月 31 日をもって解散するものとする。

2 解散の理由

岡山県中部環境施設組合のごみ処理施設の解体に伴い、真庭市と美咲町で
ごみ処理施設を共同で設置し、ごみ処理事務を行うこととした当該組合の設置
目的が消滅するため

令和 年 月 日

真庭市長 太 田 昇

美咲町長 青 野 高 陽

議案第 52 号

岡山県中部環境施設組合の財産処分に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 289 条の規定により、岡山県中部環境施設組合の財産を処分することについて、別紙のとおり岡山県中部環境施設組合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

岡山県中部環境施設組合の解散に伴い、当該組合の財産を処分することに関し、地方自治法第 289 条の規定により、当該組合を組織する関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

岡山県中部環境施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 289 条の規定に基づき、岡山県中部環境施設組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

- 1 組合の所有する別表に掲げる財産は、同表に掲げる関係市町に無償で譲渡する。
- 2 組合が所有する施設解体等基金については、最終処分場の改修及び浸出水処理棟の解体に要する経費として真庭市が受領する。
- 3 上記財産のほか、処分すべき財産があるとき、又は財産処分に関して疑義が生じた場合は、関係市町協議の上、決定する。

令和 年 月 日

真庭市長 太 田 昇

美咲町長 青 野 高 陽

別表

(1) 土地

用途	所在地	地目	地積(m ²)	譲渡先
コスモスクリーンセンター用地	真庭市宮地 303-3	畑	9.74	真庭市
	真庭市宮地 303-4	畑	12.00	真庭市
	真庭市宮地 338-2	田	103.00	真庭市
	真庭市宮地 339-2	田	50.00	真庭市
	真庭市宮地 342-2	宅地	15.34	真庭市
	真庭市宮地 347-2	宅地	19.33	真庭市
	真庭市宮地 363-3	雑種地	4.08	真庭市
	真庭市宮地 364-6	畑	11.00	真庭市
	真庭市宮地 364-7	用悪水路	0.63	真庭市
	真庭市宮地 378-3	畑	2.02	真庭市
	真庭市宮地 379-3	畑	5.48	真庭市
	真庭市宮地 413-4	保安林	8.15	真庭市
	真庭市宮地 415-3	畑	47.00	真庭市
	真庭市宮地 417-2	山林	59.00	真庭市
	真庭市宮地 418-2	山林	46.00	真庭市
	真庭市宮地 419-2	山林	62.00	真庭市
	真庭市宮地 630-3	山林	2099.00	真庭市
	真庭市宮地 631-3	山林	2618.00	真庭市
	真庭市宮地 632-4	山林	265.00	真庭市
	真庭市宮地 807-3	山林	467.00	真庭市
	真庭市宮地 812	田	571.00	真庭市
	真庭市宮地 813-2	用悪水路	5.20	真庭市
	真庭市宮地 813-3	原野	1087.00	真庭市
	真庭市宮地 814-3	用悪水路	11.00	真庭市
	真庭市宮地 816-2	山林	375.00	真庭市
	真庭市宮地 917-2	用悪水路	37.00	真庭市

	真庭市宮地 920-1	田	741.00	真庭市
	真庭市宮地 921-1	田	236.00	真庭市
	真庭市宮地 922-1	田	545.00	真庭市
	真庭市宮地 922-2	田	388.00	真庭市
	真庭市宮地 922-3	田	424.00	真庭市
	真庭市宮地 923-2	用悪水路	108.00	真庭市
多和福祉センター用地	真庭市上中津井 1495-1	宅地	233.00	真庭市
	真庭市上中津井 1496-1	宅地	314.03	真庭市
	真庭市上中津井 1496-2	田	541.00	真庭市
	真庭市上中津井 1497-1	田	532.00	真庭市
	真庭市上中津井 1497-2	田	469.00	真庭市
旦土一時置き場用地	真庭市旦土 19-1	雑種地	533.00	真庭市
	真庭市旦土 20	雑種地	683.00	真庭市
落合町・北房町清掃組合跡地	真庭市向津矢 844-4	山林	221.00	真庭市
	真庭市向津矢 845-1	山林	665.00	真庭市
最終処分場用地	美咲町江与味 3307-3	原野	369.00	美咲町
	美咲町江与味 3319	原野	463.00	美咲町
	美咲町江与味 3322-2	原野	188.00	美咲町
	美咲町江与味 3330-5	原野	238.00	美咲町
	美咲町江与味 3335-2	原野	302.00	美咲町
	美咲町江与味 3336	公衆用道路	560.00	美咲町
	美咲町江与味 3337	山林	567.00	美咲町
	美咲町江与味 3338-3	山林	448.00	美咲町
	美咲町江与味 3338-4	保安林	303.00	美咲町
	美咲町江与味 3341-2	山林	48.00	美咲町
	美咲町江与味 3341-4	山林	62.00	美咲町
	美咲町江与味 3342	公衆用道路	1306.00	美咲町
	美咲町江与味 3343	山林	368.00	美咲町
	美咲町江与味 3344	山林	1872.00	美咲町

	美咲町江与味 3346	山林	856.00	美咲町
	美咲町江与味 3348	雑種地	544.00	美咲町
	美咲町江与味 3349	公衆用道路	435.00	美咲町
	美咲町江与味 3350-1	公衆用道路	546.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-1	山林	16182.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-2	保安林	3831.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-3	山林	2887.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-4	山林	2763.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-6	山林	3724.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-13	保安林	288.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-14	保安林	563.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-15	保安林	1151.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-16	山林	2233.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-17	山林	12571.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-18	山林	669.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-24	山林	263.00	美咲町
ほたる会館(旧 大山公民館)用 地	美咲町江与味 3680-1	宅地	138.84	美咲町
	美咲町江与味 3681	宅地	196.00	美咲町
	美咲町江与味 3682-2	雑種地	69.00	美咲町
	美咲町江与味 3682-3	宅地	415.51	美咲町
	美咲町江与味 3683-3	宅地	20.28	美咲町

(2) 建物

建物の名称	構造	延床面積(m ²)	譲渡先
コスモスクリーンセンター管理棟	鉄骨造	467.77	真庭市
コスモスクリーンセンター工場棟	鉄骨造	2438.70	真庭市
コスモスクリーンセンター車庫	鉄骨造	118.19	真庭市
多和福祉センター	木造	167.27	真庭市
最終処分場浸出水処理棟	鉄骨造	381.66	美咲町

(3) 物品

種別	資産名称	数量	譲渡先
車両	スズキ スイフト(岡山 501 め 732)	1 台	真庭市
車両	スズキ アルト(岡山 580 さ 7004)	1 台	真庭市
車両	スズキ キャリー(岡山 480 て 6388)	1 台	真庭市
車両	いすゞ 4 t ダンプ(岡山 100 す 1929)	1 台	真庭市
車両	日野 3 t ダンプ(岡山 100 す 6301)	1 台	真庭市
車両	フォークリフト	3 台	真庭市
車両	ショベルローダー	1 台	真庭市
車両	ホイールローダー	1 台	真庭市
その他	上記以外の最終処分場に付帯する物品	一式	美咲町
その他	上記以外の物品	一式	真庭市

議案第 5 3 号

真庭市水道料金及び下水道使用料の一括徴収に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

真庭市水道料金及び下水道使用料の一括徴収に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 6 月 1 3 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

				原 案	
令和	年	月	日		決
				修 正	

[提案理由]

水道業務と下水道業務のシステム更新に合わせ、水道料金と下水道使用料を一括して管理し徴収することにより、使用者の利便性向上と事務の効率化を図るため、関係条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市水道料金及び下水道使用料の一括徴収に伴う関係条例の整備に関する条例

(真庭市下水道条例の一部改正)

第1条 真庭市下水道条例(平成17年真庭市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第6条の5及び第7条第1項中「6月」を「6箇月」に改める。

第14条第1項中「若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとする」を「廃止し、若しくは再開しようとするとき、又は使用者の氏名若しくは住所に変更がある」に改める。

第15条第1項中「下水道使用料を」を「下水道使用料(以下単に「使用料」という。)を水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に」に改め、同条第2項中「2月」を「2箇月」に改める。

第16条第1項中「1月」を「1箇月」に改め、「(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第16条第2項第2号中「使用者の世帯員数に応じ、市長が認定する水量」を「市長が認定する使用者の世帯員数に応じた使用水量」に改め、同項第3号中「水量」を「使用水量」に改め、同条第4項中「途中に」を「中途において、」に、「ことにより、その使用日数が15日に満たないときは、次」を「場合は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号の定め」に改め、「(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第16条第4項各号を次のように改める。

(1) 第2項第1号に規定する使用の場合 次により算出した額

ア 使用水量が基本水量未満のときは、使用水量に別表第1に定める超

過料金に相当する額を乗じて得た額

イ 使用水量が基本水量以上のときは、1箇月を使用したものとみなして算定した額

ウ 使用水量がないときは、使用料を算定しない。

(2) 第2項第2号及び第3号に規定する使用の場合 第1項により算出した額

第16条第5項を削る。

第21条の4第1項第1号から第6号までの規定中「申請者」を「暗渠申請者」に改め、同条第2項中「申請者」を「暗渠申請者」に、「1月」を「1箇月」に改め、同条第3項及び第4項中「申請者」を「暗渠申請者」に改め、同条第6項中「使用料」を「暗渠使用料」に改める。

第21条の5、第21条の7第2項、第21条の8並びに第22条第3項及び第4項中「使用者」を「暗渠使用者」に改める。

第24条中「定めによる」を「定めにかかわらず、これを徴収しない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。

第24条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。

第28条の見出し中「料金」を「使用料等」に改める。

別表第1中「1月」を「1箇月」に改める。

別表第2中「認定水量(1月につき)」を「使用水量(1箇月につき)」に改める。

(真庭市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 真庭市農業集落排水施設条例(平成17年真庭市条例第245号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「届出」を「届け出」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「、次の各号のいずれかに」に、「届出」を「届け出」に改める。

第14条第1項中「市長は」の次に「、排水処理施設の使用について」を加

え、「使用料を」を「農業集落排水施設使用料(以下「使用料」という。)を水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。))と同時に」に改め、同条第2項中「2月」を「2箇月」に改め、同条第3項中「1月」を「1箇月」に改め、「(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第14条第4項第2号中「使用者の世帯員数に応じ、市長が認定する水量」を「市長が認定する使用者の世帯員数に応じた使用水量」に改め、同項第3号中「水量」を「使用水量」に改め、同条第6項中「途中に」を「中途において、」に、「ことにより、その使用日数が15日に満たないときは、次」を「場合は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号の定め」に改め、「(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第14条第6項各号を次のように改める。

(1) 第4項第1号に規定する使用の場合 次により算出した額

ア 使用水量が基本水量未満のときは、使用水量に別表第1に定める超過料金に相当する額を乗じて得た額

イ 使用水量が基本水量以上のときは、1箇月を使用したものとみなして算定した額

ウ 使用水量がないときは、使用料を算定しない。

(2) 第4項第2号及び第3号に規定する使用の場合 第3項により算出した額

第14条第7項を削る。

第15条中「以下」を「次条において」に、「定めによる」を「定めにかかわらず、これを徴収しない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。

第15条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(使用料等の減免)

第16条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料等を減免することができる。

別表第1中「1月」を「1箇月」に改める。

別表第2中「認定水量(1月につき)」を「使用水量(1箇月につき)」に改める。

(真庭市小規模集合排水処理施設条例の一部改正)

第3条 真庭市小規模集合排水処理施設条例(平成17年真庭市条例第247号)の一部を次のように改正する。

第8条中「。以下「下水道条例」という。」を削り、「者(以下「指定工事店」という。)」を「工事店」に改める。

第13条を次のように改める。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 排水処理施設の使用を開始し、又は再開するとき。

(2) 排水処理施設の使用を休止し、又は廃止するとき。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 排水設備の所有者に変更があったとき。

第14条中「排水設備の所有者の変更」を「前条第2項第2号」に改める。

第15条第1項中「届出」を「届け出」に改める。

第17条第1項中「使用料を」を「小規模集合排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)を水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に」に改め、同条第2項中「2月」を「2

箇月」に改める。

第18条第1項中「1月」を「1箇月」に改め、「(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第18条第2項第2号中「使用者の世帯員数に応じ、市長が認定する水量」を「市長が認定する使用者の世帯員数に応じた使用水量」に改め、同項第3号中「水量」を「使用水量」に改め、同条第4項中「途中に」を「中途において、」に、「ことにより、その使用日数が15日に満たないときは、次」を「場合は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号の定め」に改め、「(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第18条第4項各号を次のように改める。

(1) 第2項第1号に規定する場合 次により算出した額

ア 使用水量が基本水量未満のときは、使用水量に別表第1に定める超過料金に相当する額を乗じて得た額

イ 使用水量が基本水量以上のときは、1箇月を使用したものとみなして算定した額

ウ 使用水量がないときは、使用料を算定しない。

(2) 第2項第2号及び第3号に規定する場合 第1項により算出した額

第18条第5項を削る。

第21条中「定めによる」を「定めにかかわらず、これを徴収しない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。

第21条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。

別表第1中「1月」を「1箇月」に改める。

別表第2中「認定水量(1月につき)」を「使用水量(1箇月につき)」に改める。

(真庭市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第19条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 給水装置を共用する者

第20条第4項中「所有者又は使用者」を「水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)」に改める。

第21条第1項中「水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)」を「水道利用者等」に改める。

第24条第2項中「使用者」を「水道利用者等」に改める。

第26条第1項中「水道の利用者又は管理人」を「給水装置ごとにその利用者」に改める。

第28条第1項中「基準日として、」の次に「隔月の」を加え、「使用水量を計量し、その日の属する月分として」を「定例日の属する月分及びその前月分の使用水量を一括して計量し、料金を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の使用水量は、定例日の属する月及びその前月均等とみなす。

第28条第3項中「前2項の定例日を変更する」を「、定例日以外の日に点検する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、定例日の属する月に開始した場合及びその前月に休止し、又は廃止した場合においては、当該月の使用水量として計量し、当該月のみの料金を算定する。

第29条第3項中「届出日」の次に「の属する月の翌月」を加える。

第30条各号列記以外の部分中「月」を「定例日の属する月又はその前月」に、「若しくは廃止したとき、又は休止した場合の」を「休止し、又は廃止

した場合の当該月の」に改める。

第32条第1項中「毎月」を「2箇月ごとに」に改め、同項ただし書中「第28条第2項の規定による場合は、2箇月分をまとめて」を「市長が必要と認めたときは、随時」に改める。

第33条の表中

「

給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円
----------------	----------

」を

「

手数料の種類	手数料の額
給水装置工事事業者指定手数料	10,000 円

」に

改める。

第36条中「督促手数料」を「督促状発送に係る実費相当額」に改め、同条ただし書中「あるとき」を「あると」に改める。

第38条第2項中「使用者等」を「水道使用者等」に改める。

(真庭市公営浄化槽管理条例の一部改正)

第5条 真庭市公営浄化槽管理条例(平成26年真庭市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「戸別浄化槽の設置後最初に到来する4月1日(以下「基準日」という。)から起算して10年以内の戸別浄化槽の使用にあつては別表第1に定める額を、10年を超える戸別浄化槽の使用にあつては別表第2に定める額を、使用料として」を「戸別浄化槽の使用について、別表第1に定める額と別表第2に定める額のいずれか大きい金額を公営浄化槽使用料(以下「使用料」という。)として、」に改め、「使用者から」の次に「水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に」を加え、同条第3項中「2月」を「2箇月」に改め、同条第4項中「途中に」を「中途において、」に、「1月」を「1箇月」に改め、同条第5項中「1月」を「1箇月」に改める。

第5条中「定めるところによる」を「定めにかかわらず、これを徴収しない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。

第10条第2項中「基準日」を「戸別浄化槽の設置後最初に到来する4月1日(第16条において「基準日」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の真庭市下水道条例第24条、第2条の規定による改正前の真庭市農業集落排水施設条例第15条、第3条の規定による改正前の真庭市小規模集合排水処理施設条例第21条、第4条の規定による改正前の真庭市水道事業給水条例第36条又は第5条の規定による改正前の真庭市公営浄化槽管理条例第5条の規定により課された督促手数料については、第1条から第5条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により課される実費相当額とみなす。
- 3 第1条の規定による改正前の真庭市下水道条例第24条、第2条の規定による改正前の真庭市農業集落排水施設条例第15条、第3条の規定による改正前の真庭市小規模集合排水処理施設条例第21条又は第5条の規定による改正前の真庭市公営浄化槽管理条例第5条の規定により課された延滞金については、第1条から第3条まで又は第5条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正後の真庭市公営浄化槽管理条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

真庭市下水道条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(責任技術者の業務の禁止又は一時停止) 第6条の5 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は<u>6箇月</u>を超えない範囲内において業務の一時停止を命ずることができる。 (1)・(2) (略) (指定の取消し又は一時停止) 第7条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は<u>6箇月</u>を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1)～(7) (略) 2 (略) (使用開始等の届出) 第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、<u>廃止し、若しくは再開しようとするとき、又は使用者の氏名若しくは住所に変更があるときは</u>、当該使用者は規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (使用料の徴収) 第15条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から<u>下水道使用料(以下単</u>	(責任技術者の業務の禁止又は一時停止) 第6条の5 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は<u>6月</u>を超えない範囲内において業務の一時停止を命ずることができる。 (1)・(2) (略) (指定の取消し又は一時停止) 第7条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は<u>6月</u>を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1)～(7) (略) 2 (略) (使用開始等の届出) 第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、<u>若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは</u>、当該使用者は規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。 2 (略) (使用料の徴収) 第15条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から<u>下水道使用料を徴収す</u>

に「使用料」という。)を水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に徴収する。

- 2 使用料は、納入通知書又は口座振替により2箇月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

3 (略)

(使用料の算定方法等)

第16条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 家庭用に水道水以外の水を使用する場合は、別表第2に定める市長が認定する使用者の世帯員数に応じた使用水量による。

(3) 家庭用以外に水道水以外の水を使用する場合は、使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する使用水量による。

3 (略)

- 4 使用者が月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号の定めにより算出した額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2項第1号に規定する使用の場合 次により算出した額

る。

- 2 使用料は、納入通知書又は口座振替により2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

3 (略)

(使用料の算定方法等)

第16条 1月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 家庭用に水道水以外の水を使用する場合は、別表第2に定める使用者の世帯員数に応じ、市長が認定する水量による。

(3) 家庭用以外に水道水以外の水を使用する場合は、使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する水量による。

3 (略)

- 4 使用者が月の途中に公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したことにより、その使用日数が15日に満たないときは、次により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を使用料として徴収する。

(1) 第2項第1号及び第3号の規定による汚水の量の算定方法による場合

ア 使用水量が基本水量未満のときは、使用水量に別表第1に定める超過料金に相当する額を乗じて得た額

イ 使用水量が基本水量以上のときは、1箇月を使用したものとみなして算定した額

ウ 使用水量がないときは、使用料を算定しない。

(2) 第2項第2号及び第3号に規定する使用の場合 第1項により算出した額

(暗渠の使用に係る許可の基準)

第21条の4 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請内容が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。

(1) 暗渠の使用を申請する者(以下「暗渠申請者」という。)が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。

ア～カ (略)

(2) 暗渠申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法にかかる条件及び留意事項に適合

別表第1の基本水量及び基本料金は2分の1とし、超過料金は同表の超過水量中「8立方メートル」とあるのは「4立方メートル」と読み替えて算出した額とする。

(2) 第2項第2号の規定による汚水の量の算定方法による場合 別表第2の世帯員数に応じた認定水量を2分の1として算出した額とする。

5 市長は、使用者から公共下水道の使用の休止の届出があったときは、届出のあった翌月から別表第1の基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収し、廃止の届出があったときは、届出があった翌月から使用料は、徴収しない。

(暗渠の使用に係る許可の基準)

第21条の4 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請内容が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。

(1) 暗渠の使用を申請する者(以下「申請者」という。)が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。

ア～カ (略)

(2) 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法にかかる条件及び留意事項に適合して

していること。

(3) 暗渠申請者がその責めに帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと(許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。)であったことを含む。)がないこと。

(4) 暗渠申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(5) 暗渠申請者が個人である場合、その支配人のうちに第3号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(6) 暗渠申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

(7)・(8) (略)

2 市長は、暗渠申請者による使用の申請があった日から1箇月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

3 市長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、暗渠申請者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、暗渠申請者にその旨を通知するものとする。

5 (略)

いること。

(3) 申請者がその責めに帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと(許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。)であったことを含む。)がないこと。

(4) 申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(5) 申請者が個人である場合、その支配人のうちに第3号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(6) 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

(7)・(8) (略)

2 市長は、申請者による使用の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

3 市長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

5 (略)

6 暗渠使用料の額は、真庭市道路条例(平成17年真庭市条例第233号)の占用料の規定により計算した額とする。

(許可の条件)

第21条の5 市長は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

(1) 使用の許可を受けた者(以下「暗渠使用者」という。)は、市長に対して自己の責めに帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該暗渠使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(2) 暗渠使用者は、暗渠の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該暗渠使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(3) 暗渠使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該暗渠使用者の負担により電線等を除却し公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(使用期間等)

第21条の7 (略)

2 市長は、暗渠使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第21条の4第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

6 使用料の額は、真庭市道路条例(平成17年真庭市条例第233号)の占用料の規定により計算した額とする。

(許可の条件)

第21条の5 市長は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

(1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長に対して自己の責めに帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(2) 使用者は、暗渠の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(3) 使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(使用期間等)

第21条の7 (略)

2 市長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第21条の4第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

第21条の8 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、暗渠使用者の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 暗渠使用者が暗渠に敷設した電線等が第21条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合
 - (2) 暗渠使用者が暗渠使用料を支払わなかった場合
 - (3) 暗渠使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠を使用している実態がない場合
 - (4) 暗渠使用者が暗渠の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合
 - (5) (略)
 - (6) 暗渠使用者が使用条件に違反している場合
 - (7) (略)
- (原状回復)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、使用期間が満了したとき又は暗渠使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該暗渠使用者に対して、第21条の5の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。

4 市長は、第21条の5の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は暗渠使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適当であると認めたときは、暗渠使用者に対して、必要な指示をすることができる。

第21条の8 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が暗渠に敷設した電線等が第21条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合
 - (2) 使用者が暗渠使用料を支払わなかった場合
 - (3) 使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠を使用している実態がない場合
 - (4) 使用者が暗渠の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合
 - (5) (略)
 - (6) 使用者が使用条件に違反している場合
 - (7) (略)
- (原状回復)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、使用期間が満了したとき又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第21条の5の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。

4 市長は、第21条の5の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適当であると認めたときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。

(使用料等の督促) 第24条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促手数料及び延滞金については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の<u>定めにかかわらず、これを徴収しない。ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。</u> <u>2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。</u> (使用料等を免れた者に対する過料) 第28条 (略) 別表第1(第16条関係) 【別記1 参照】 別表第2(第16条関係) 【別記2 参照】	(使用料等の督促) 第24条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促手数料及び延滞金については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の<u>定めによる。</u> (料金等を免れた者に対する過料) 第28条 (略) 別表第1(第16条関係) 【別記1 参照】 別表第2(第16条関係) 【別記2 参照】
--	--

【別記1】

改正案

使用料(1箇月につき)	
(略)	(略)

現行

使用料(1月につき)	
(略)	(略)

【別記2】

改正案

世帯員数	使用水量(1箇月につき)
(略)	(略)

現行

世帯員数	認定水量(1月につき)
(略)	(略)

真庭市農業集落排水施設条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(排水処理施設の使用開始、中止、変更等の届出) 第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に<u>届出</u>なければならない。 (1)・(2) (略) 2 使用者は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、速やかに市長に<u>届出</u>なければならない。 (1)・(2) (略) (使用料の徴収等) 第14条 市長は、<u>排水処理施設の使用について</u>、使用者から<u>農業集落排水施設使用料</u>(以下「使用料」という。)を水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に徴収する。 2 使用料は、納入通知書又は口座振替により<u>2箇月</u>ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。 3 <u>1箇月</u>の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。<u>ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> 4 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。	(排水処理施設の使用開始、中止、変更等の届出) 第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に<u>届出</u>なければならない。 (1)・(2) (略) 2 使用者は<u>次の各号に</u>該当するときは、速やかに市長に<u>届出</u>なければならない。 (1)・(2) (略) (使用料の徴収等) 第14条 市長は、使用者から<u>使用料</u>を徴収する。 2 使用料は、納入通知書又は口座振替により<u>2月</u>ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。 3 <u>1月</u>の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額<u>(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)</u>とする。<u>ただし、市長が特別な事由があると認めた者については、使用料を減免することができる。</u> 4 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 家庭用に水道水以外の水を使用する場合は、別表第2に定める市長が認定する使用者の世帯員数に応じた使用水量による。

(3) 家庭用以外に水道水以外の水を使用する場合は、使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する使用水量による。

5 (略)

6 使用者が月の中途において、排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号の定めにより算出した額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第4項第1号に規定する場合 次により算出した額

ア 使用水量が基本水量未満のときは、使用水量に別表第1に定める超過料金に相当する額を乗じて得た額

イ 使用水量が基本水量以上のときは、1箇月を使用したものとみなして算定した額

ウ 使用水量がないときは、使用料を算定しない。

(2) 第4項第2号及び第3号に規定する場合 第3項により算出した額

(1) (略)

(2) 家庭用に水道水以外の水を使用する場合は、別表第2に定める使用者の世帯員数に応じ、市長が認定する水量による。

(3) 家庭用以外に水道水以外の水を使用する場合は、使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する水量による。

5 (略)

6 使用者が月の途中に排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したことにより、その使用日数が15日に満たないときは、次により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を使用料として徴収する。

(1) 第4項第1号及び第3号の規定による汚水の量の算定方法による場合 別表第1の基本水量及び基本料金は2分の1とし、超過料金は同表の超過水量中「8立方メートル」とあるのは「4立方メートル」と読み替えて算出した額とする。

(2) 第4項第2号の規定による汚水の量の算定方法による場合 別表第2の世帯員数に応じた認定水量を2分の1として算出した額とする。

7 市長は、使用者から排水処理施設の使用の休止の届出があったときは、届出

(使用料等の督促)

第15条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(次条において「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促手数料及び延滞金については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の定めにかかわらず、これを徴収しない。ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。

(使用料等の減免)

第16条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料等を減免することができる。

(管理の委託)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

(罰則)

第19条 (略)

別表第1(第14条関係)

【別記1 参照】

のあった翌月から別表第1の基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収し、廃止の届出があったときは、届出があった翌月から使用料は、徴収しない。

(使用料等の督促)

第15条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促手数料及び延滞金については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の定めによる。

(管理の委託)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

(罰則)

第18条 (略)

別表第1(第14条関係)

【別記1 参照】

別表第 2 (第14条関係)

【別記2 参照】

別表第 2 (第14条関係)

【別記2 参照】

【別記1】

改正案

使用料(1箇月につき)	
(略)	(略)

現行

使用料(1月につき)	
(略)	(略)

【別記2】

改正案

世帯員数	使用水量(1箇月につき)
(略)	(略)

現行

世帯員数	認定水量(1月につき)
(略)	(略)

真庭市小規模集合排水処理施設条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(排水設備の工事の実施) 第8条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、真庭市下水道条例(平成17年真庭市条例第243号)第6条の規定により、市長の指定を受けた<u>工事店</u>でなければ、行つてはならない。 (使用開始等の届出) 第13条 <u>使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>排水処理施設の使用を開始し、又は再開するとき。</u> (2) <u>排水処理施設の使用を休止し、又は廃止するとき。</u> 2 <u>使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>使用者の氏名又は住所に変更があったとき。</u> (2) <u>排水設備の所有者に変更があったとき。</u> (所有権の移転) 第14条 <u>前条第2項第2号</u>の届出があったときは、排水設備の所有権を移転した	(排水設備の工事の実施) 第8条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、真庭市下水道条例(平成17年真庭市条例第243号。<u>以下「下水道条例」という。</u>)第6条の規定により、市長の指定を受けた<u>者</u>(以下「<u>指定工事店</u>」という。)でなければ、行つてはならない。 (使用開始等の届出) 第13条 <u>使用者が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>使用者は、使用者の氏名又は住所に変更があったとき、もしくは、排水設備の所有者に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</u> (所有権の移転) 第14条 <u>排水設備の所有者の変更</u>の届出があったときは、排水設備の所有権を移

ものと認め、工事費その他排水に関する前所有者の一切の権利義務を引継いだものとみなす。

(使用者の管理上の責任)

第15条 使用者は、善良な管理と注意をもって家庭排水に粗大物が混入しないよう排水設備を管理し、異常があるときは直ちに市長に届け出なければならない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第17条 市長は、排水処理施設の使用について、使用者から小規模集合排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)を水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替により2箇月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

(使用料の算定方法等)

第18条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 家庭用に水道水以外の水を使用する場合は、別表第2に定める市長が認定する使用者の世帯員数に応じた使用水量による。

転したものと認め、工事費その他排水に関する前所有者の一切の権利義務を引継いだものとみなす。

(使用者の管理上の責任)

第15条 使用者は、善良な管理と注意をもって家庭排水に粗大物が混入しないよう排水設備を管理し、異常があるときは直ちに市長に届出なければならない。

2 (略)

(使用料の徴収)

第17条 市長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替により2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

(使用料の算定方法等)

第18条 1月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 家庭用に水道水以外の水を使用する場合は、別表第2に定める使用者の世帯員数に応じ、市長が認定する水量による。

(3) 家庭用以外に水道水以外の水を使用する場合は、使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する使用水量による。

3 (略)

4 使用者が月の中途において、排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号の定めにより算出した額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2項第1号に規定する場合 次により算出した額

ア 使用水量が基本水量未満のときは、使用水量に別表第1に定める超過料金に相当する額を乗じて得た額

イ 使用水量が基本水量以上のときは、1箇月を使用したものとみなして算定した額

ウ 使用水量がないときは、使用料を算定しない。

(2) 第2項第2号及び第3号に規定する場合 第1項により算出した額

(使用料等の督促)

(3) 家庭用以外に水道水以外の水を使用する場合は、使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する水量による。

3 (略)

4 使用者が月の途中に排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したことにより、その使用日数が15日に満たないときは、次により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を使用料として徴収する。

(1) 第2項第1号及び第3号の規定による汚水の量の算定方法による場合 別表第1の基本水量及び基本料金は2分の1とし、超過料金は同表の超過水量中「8立方メートル」とあるのは「4立方メートル」と読み替えて算出した額とする。

(2) 第2項第2号の規定による汚水の量の算定方法による場合 別表第2の世帯員数に応じた認定水量を2分の1として算出した額とする。

5 市長は、使用者から排水処理施設の使用の休止の届出があったときは、届出のあった翌月から別表第1の基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収し、廃止の届出があったときは、届出があった翌月から使用料は、徴収しない。

(使用料等の督促)

第21条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促手数料及び延滞金については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の定めにかかわらず、これを徴収しない。ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。

別表第1(第18条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第18条関係)

【別記2 参照】

第21条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者に対する督促手数料及び延滞金については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の定めによる。

別表第1(第18条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第18条関係)

【別記2 参照】

【別記1】

改正案

使用料(1箇月につき)	
(略)	(略)

現行

使用料(1月につき)	
(略)	(略)

【別記2】

改正案

世帯員数	使用水量(1箇月につき)
(略)	(略)

現行

世帯員数	認定水量(1月につき)
(略)	(略)

真庭市水道事業給水条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(給水区域) 第2条 水道事業の給水区域は、水道事業の設置等に関する条例(平成17年真庭市条例第260号)第3条第2項に規定する区域とする。 (管理人の選定) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は管理人を選定し、市長に届け出なければならない。 (1) (略) (2) <u>給水装置を共用する者</u> (3) (略) 2 (略) (水道メーターの設置) 第20条 (略) 2・3 (略) 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は<u>水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)</u>の負担においてこれを変更改善させることができる。 (メーターの貸与) 第21条 メーターは、市長が設置して、<u>水道使用者等</u>に保管させる。	(給水区域) 第2条 水道事業の給水区域は、水道事業の設置等に関する条例(平成17年真庭市条例第260号)第2条第2項に規定する区域とする。 (管理人の選定) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は管理人を選定し、市長に届け出なければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) (水道メーターの設置) 第20条 (略) 2・3 (略) 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は<u>所有者又は使用者の</u>負担においてこれを変更改善させることができる。 (メーターの貸与) 第21条 メーターは、市長が設置して、<u>水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)</u>に保管させる。

2・3 (略)

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 (略)

2 前項において修繕を必要とするとき、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3・4 (略)

(料金の支払義務)

第26条 水道料金及びメーター使用料金(以下「料金」という。)は、給水装置ごとにその使用者から徴収する。

2 (略)

(料金の算定)

第28条 料金は、料金算定の基準日として、隔月のあらかじめ市長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の使用水量を一括して計量し、料金を算定する。

2 前項の使用水量は、定例日の属する月及びその前月均等とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、定例日の属する月に開始した場合及びその前月に休止し、又は廃止した場合においては、当該月の使用水量として計量し、当該月のみの料金を算定する。

2・3 (略)

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 (略)

2 前項において修繕を必要とするとき、その修繕に要する費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3・4 (略)

(料金の支払義務)

第26条 水道料金及びメーター使用料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者又は管理人から徴収する。

2 (略)

(料金の算定)

第28条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、使用水量を計量し、その日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の使用水量を一括して計量し、料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

4 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に点検することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 (略)

2 (略)

3 給水装置の種類及び区分の変更の場合は、届出日の属する月の翌月から変更の効力を生ずる。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 定例日の属する月又はその前月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の当該月の料金は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書又は口座振替により2箇月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、随時徴収することができる。

2・3 (略)

(手数料)

第33条 手数料は、次に掲げる額とし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

【別記1 参照】

(督促)

第36条 この条例に定める料金、加入金、負担金、手数料等を定期に納付しない

3 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは前2項の定例日を変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 (略)

2 (略)

3 給水装置の種類及び区分の変更の場合は、届出日から変更の効力を生ずる。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは廃止したとき、又は休止した場合の料金は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、第28条第2項の規定による場合は、2箇月分をまとめて徴収することができる。

2・3 (略)

(手数料)

第33条 手数料は、次に掲げる額とし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

【別記1 参照】

(督促)

第36条 この条例に定める料金、加入金、負担金、手数料等を定期に納付しない

ときは、期限を指定して督促する。この場合、<u>督促状発送に係る実費相当額</u>として、督促状 1 通につき100円を徴収する。ただし、やむを得ない理由が<u>ある</u>と認める場合においては、これを徴収しない。 (給水装置の検査等) 第38条 (略) 2 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、貯水槽水道以下の装置について調査し、<u>水道使用者等</u>に対し必要な措置を指示することができる。 3 (略)	ときは、期限を指定して督促する。この場合、<u>督促手数料</u>として、督促状 1 通につき100円を徴収する。ただし、やむを得ない理由が<u>あるとき</u>認める場合においては、これを徴収しない。 (給水装置の検査等) 第38条 (略) 2 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、貯水槽水道以下の装置について調査し、<u>使用者等</u>に対し必要な措置を指示することができる。 3 (略)
--	---

【別記1】

改正案

手数料の種類	手数料の額
給水装置工事事業者指定手数料	10,000円
(略)	(略)

現行

給水装置工事事業者指定手数料	10,000円
(略)	(略)

真庭市公営浄化槽管理条例新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
(使用料の徴収) 第4条 市長は、<u>戸別浄化槽の使用について、別表第1に定める額と別表第2に定める額のいずれか大きい金額を公営浄化槽使用料(以下「使用料」という。)</u>として、使用者から水道料金(真庭市水道事業給水条例(平成17年真庭市条例第261号)第26条の料金をいう。)と同時に徴収するものとする。 2 (略) 3 使用料は、納入通知書又は口座振替により<u>2箇月</u>ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時徴収することができる。 4 使用者が月の中途において、戸別浄化槽の使用を休止し、廃止し、又は休止しているものについてその使用を再開したときの使用料は、<u>1箇月</u>として算定する。 5 市長は、第10条に規定する休止の届出があったときは、当該届出のあった月の翌月から<u>1箇月</u>当たり660円を使用料として徴収し、同条に規定する廃止の届出があったときは、当該届出のあった月の翌月からの使用料は、徴収しない。 (使用料の督促等) 第5条 この条例により徴収する使用料を納期限までに納付しない者に係る督促等については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の<u>定めにかかわらず、これを徴収しない。ただし、督促状発送に係る実費相当額として、督促状1通につき100円を徴収する。</u> <u>2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める</u>	(使用料の徴収) 第4条 市長は、<u>戸別浄化槽の設置後最初に到来する4月1日(以下「基準日」という。)</u>から起算して10年以内の戸別浄化槽の使用にあっては別表第1に定める額を、<u>10年を超える戸別浄化槽の使用にあっては別表第2に定める額を、使用料として使用者から徴収するものとする。</u> 2 (略) 3 使用料は、納入通知書又は口座振替により<u>2月</u>ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時徴収することができる。 4 使用者が月の途中に戸別浄化槽の使用を休止し、廃止し、又は休止しているものについてその使用を再開したときの使用料は、<u>1月</u>として算定する。 5 市長は、第10条に規定する休止の届出があったときは、当該届出のあった月の翌月から<u>1月</u>当たり660円を使用料として徴収し、同条に規定する廃止の届出があったときは、当該届出のあった月の翌月からの使用料は、徴収しない。 (使用料の督促等) 第5条 この条例により徴収する使用料を納期限までに納付しない者に係る督促等については、真庭市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年真庭市条例第88号)の<u>定めるところによる。</u>

ときは、これを徴収しない。

(使用休止等の届出)

第10条 (略)

2 使用者は、戸別浄化槽の設置後最初に到来する4月1日(第16条において「基準日」という。)から起算して規則で定める期間を経過しなければ、前項に規定する廃止の届出を行うことができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用休止等の届出)

第10条 (略)

2 使用者は、基準日から起算して規則で定める期間を経過しなければ、前項に規定する廃止の届出を行うことができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

議案第 5 4 号

動産の買入れについて

下記のとおり動産の買入れをしたいので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 1 7 年真庭市条例第 5 5 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 購 入 物 件 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 6 6 , 5 5 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岡山県倉敷市水島南春日町 8 番 3 2 号
有限会社亀屋防災 代表取締役 野村 信一 |

令和 7 年(2 0 2 5 年) 6 月 1 3 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

動産の買入れを行うに当たり、予定価格が 2 , 0 0 0 万円以上であることから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

入札執行調書

件 名	消防ポンプ自動車購入（警防課） 1台				
入札方式	一般競争入札				
入札日時	令和 7年 4月23日 9時00分				
入札場所	真庭市総務部財産活用課	予定価格（税込）	\69,596,340円		
購入担当課	消防本部警防課				
落札業者	商号	有限会社亀屋防災	予定価格（税抜）	\63,269,400円	
	住所	岡山県倉敷市水島南春日町8番32号			
代表者	職名	代表取締役	落札額 比較書価格（税抜）	\60,500,000円	
	氏名	野村 信一	消費税及び地方消費税額	\6,050,000円	
整理番号	業者名	第1回	第2回	第3回	結果
1	有限会社亀屋防災	\60,500,000円			落札
2	長野ポンプ株式会社 大阪営業所	\62,000,000円			
3	東洋ポンプ株式会社	\62,800,000円			

消防ポンプ自動車主要諸元表

主 要 諸 元		
車両ベース		3 t 級消防専用ダブルキャブオーバー型(低床式)
車両寸法	全長	6,000 mm
	全幅	2,000 mm
	全高	2,880 mm
	ホイールベース	2,800 mm
車両総重量		7,100 kg
乗車定員		5名
エンジン形式		N04C-WD ディーゼル 4,009 cc
変速装置		MT
駆動方式		4WD
ポンプ性能		A-2 級
消火泡圧縮吐出装置		C A F S
水槽容量		1,100 リットル

■外観写真



議案第 55 号

動産の買入れについて

下記のとおり動産の買入れをしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年真庭市条例第 55 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 購入物件 | 災害対応特殊救急自動車 1 台 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 34,540,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 岡山県岡山市北区大供 3 丁目 2 番 12 号
岡山トヨタ自動車株式会社 特販部 部長 佐藤 慎也 |

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

修 正

[提案理由]

動産の買入れを行うに当たり、予定価格が 2,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

入札執行調書

件 名	災害対応特殊救急自動車購入（警防課） 1 台				
入札方式	一般競争入札				
入札日時	令和 7 年 4 月 23 日 9 時 00 分				
入札場所	真庭市総務部財産活用課	予定価格（税込）	\42,143,200 円		
購入担当課	消防本部警防課				
落札業者	商号	岡山トヨタ自動車株式会社 特販部	予定価格（税抜）	\38,312,000 円	
	住所	岡山県岡山市北区大供 3 丁目 2 番 1 2 号			
代表者	職名	部長	落 札 額 比較書価格（税抜）	\31,400,000 円	
	氏名	佐藤 慎也	消費税及び地方消費税額	\3,140,000 円	
整理番号	業者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	岡山トヨタ自動車株式会社 特販部	\31,400,000 円			落 札
2	岡山日産自動車株式会社	\32,980,000 円			

災害対応特殊救急自動車主要諸元表

主 要 諸 元		
車両ベース		トヨタハイエース
車両寸法	全長	5, 6 0 0 mm
	全幅	1, 8 9 5 mm
	全高	2, 4 9 0 mm
	ホイールベース	3, 1 1 0 mm
車内寸法	室内の長さ	4, 4 0 5 mm
	室内の幅	1, 6 6 0 mm
	室内の高さ	1, 8 5 0 mm
車両総重量		3, 0 4 0 k g
乗車定員		7 名
エンジン形式		2 T R - F E レギュラーガソリン 2, 6 9 3 c c
変速装置		A T
駆動方式		4 W D

■外観写真



議案第 5 6 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 1 7 年真庭市条例第 5 5 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名 | 小学校施設整備事業 |
| 2 | 工事名 | 遷喬小学校内部大規模改修工事 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 | 契約金額 | 4 4 4, 4 0 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税 4 0, 4 0 0, 0 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 梶岡建設株式会社・鳥越工業株式会社
特定建設工事共同企業体
代表者 岡山県真庭市上市瀬 1 6 6 番地
梶岡建設株式会社 代表取締役 梶岡 秀成 |

令和 7 年(2 0 2 5 年) 6 月 1 3 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

原 案

令和 年 月 日 決

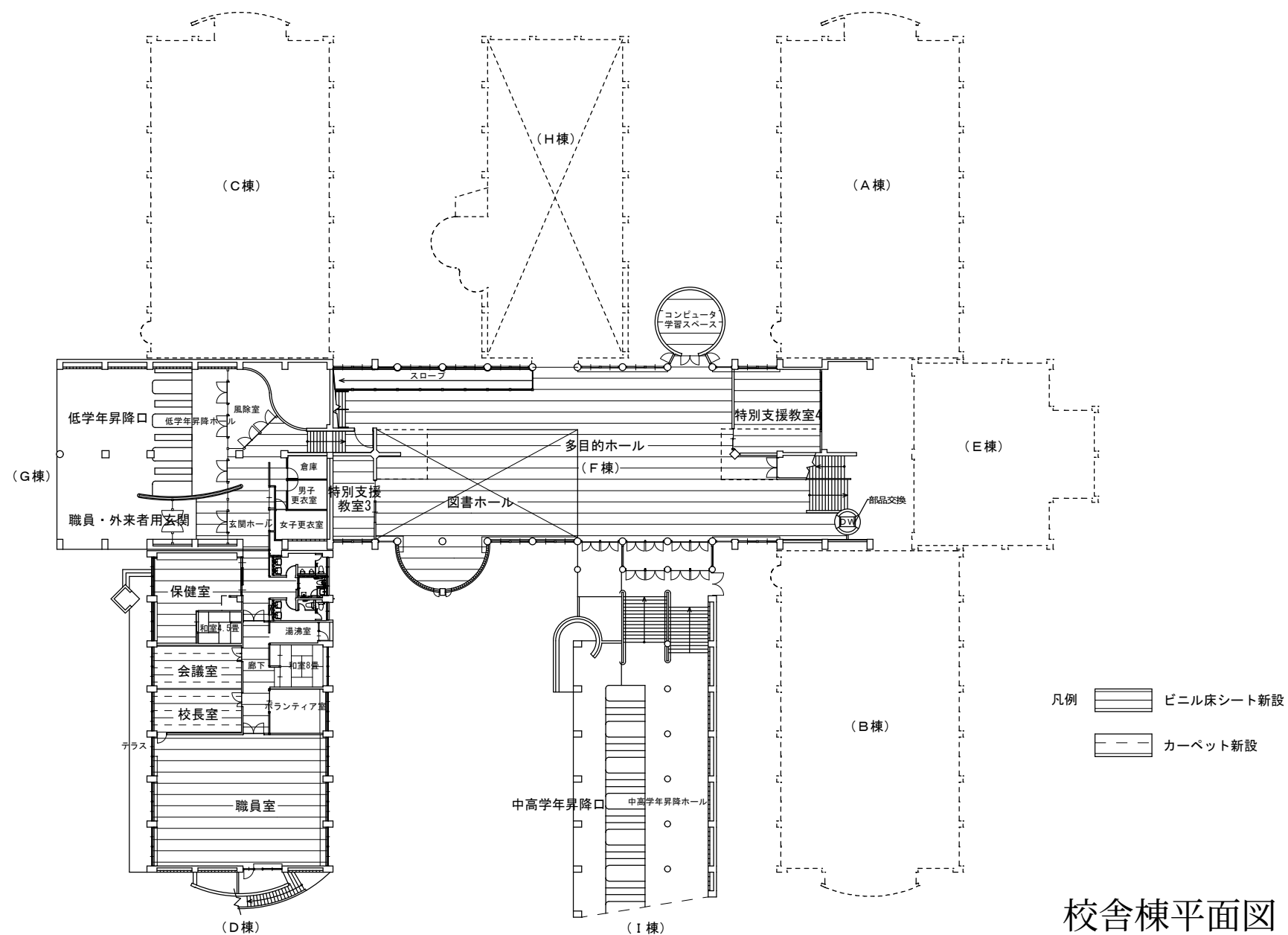
修 正

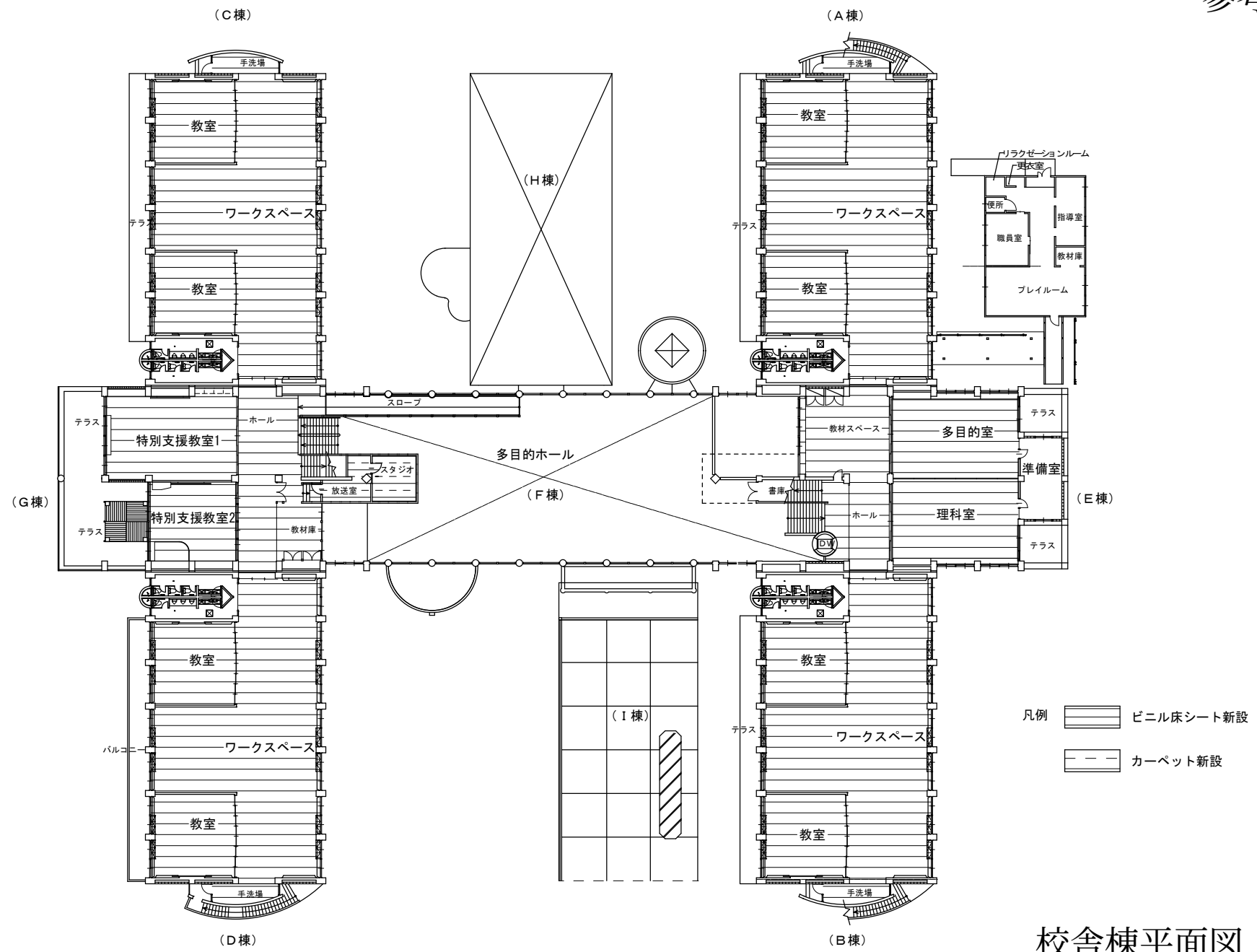
[提案理由]

遷喬小学校内部大規模改修工事を行うに当たり、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であることから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び真庭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものである。

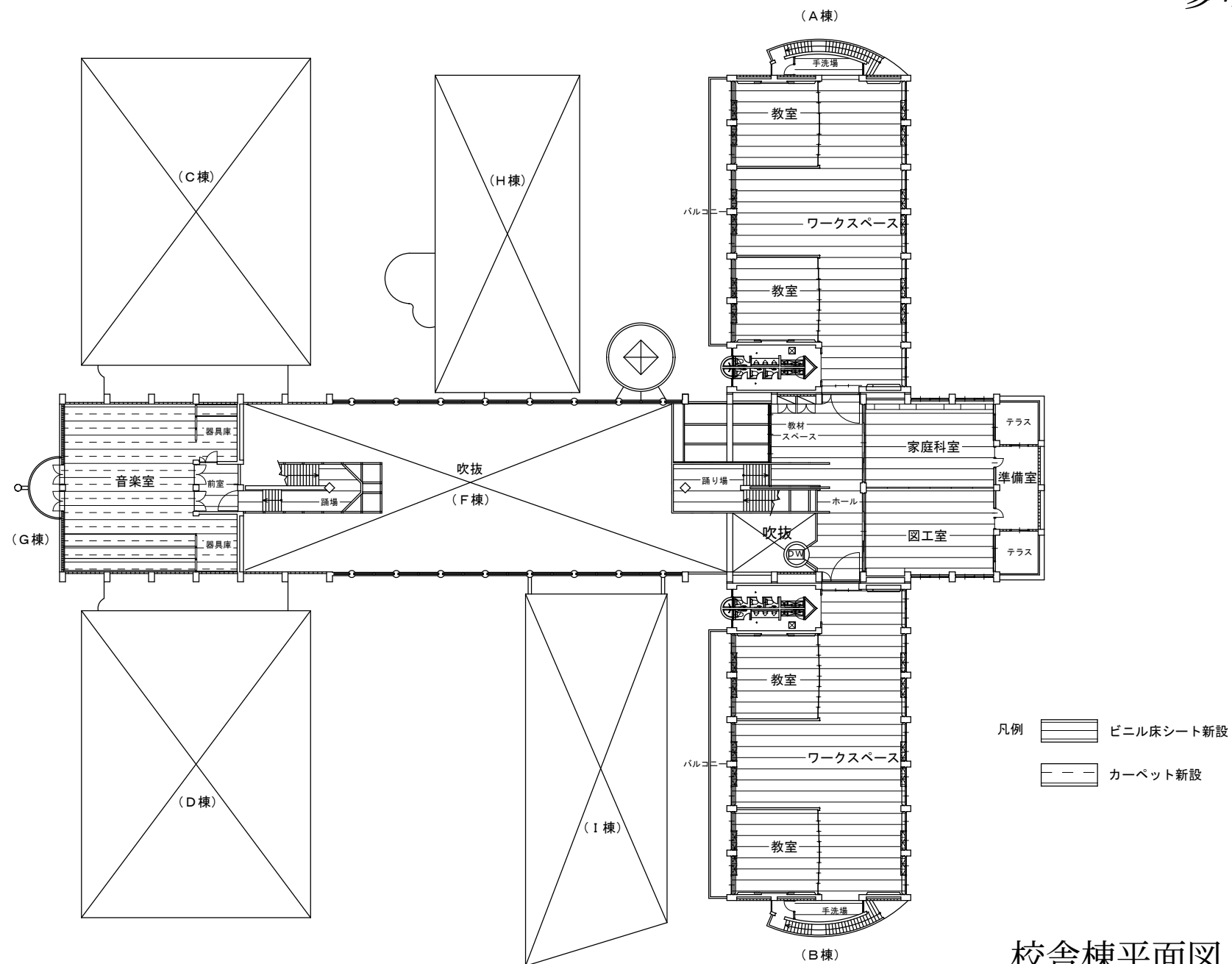
入札執行調書

[illegible]

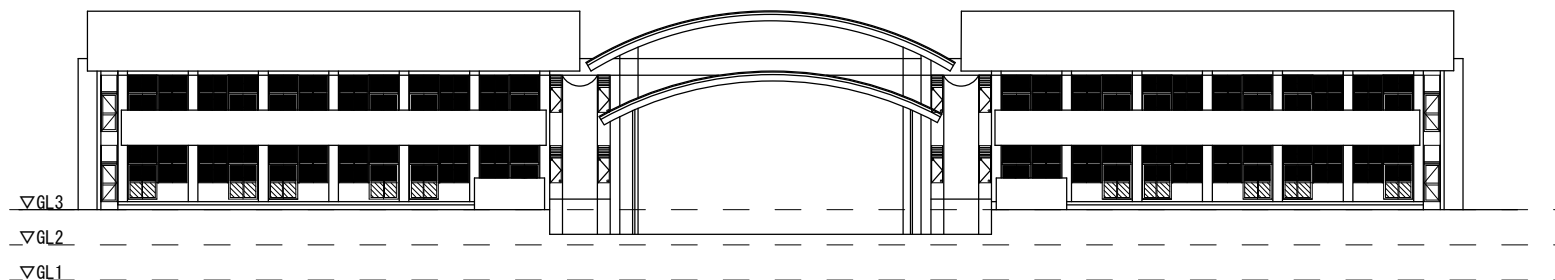




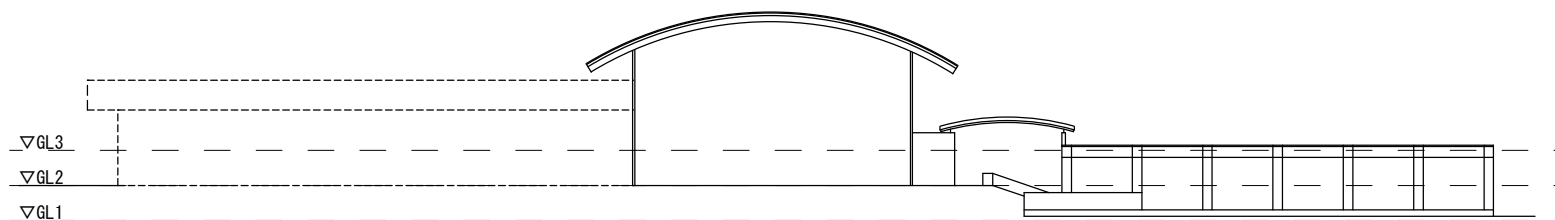
校舎棟平面図 (2)



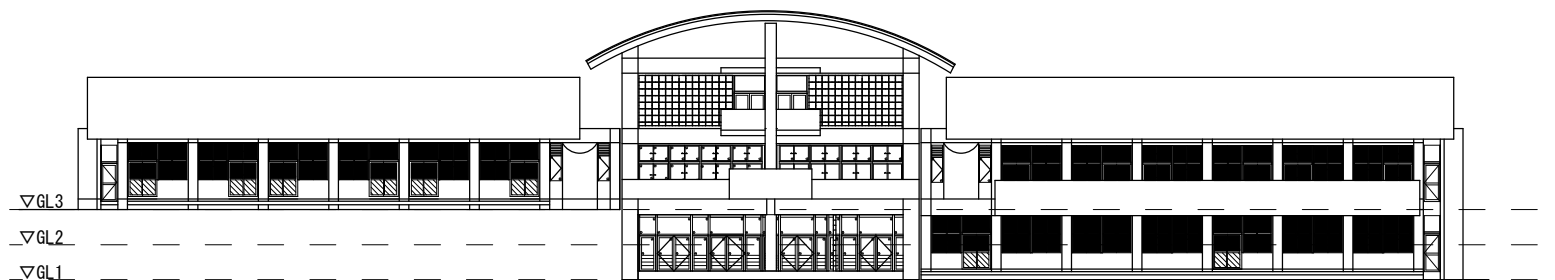
校舎棟平面図 (3)



A棟G棟B棟南立面図



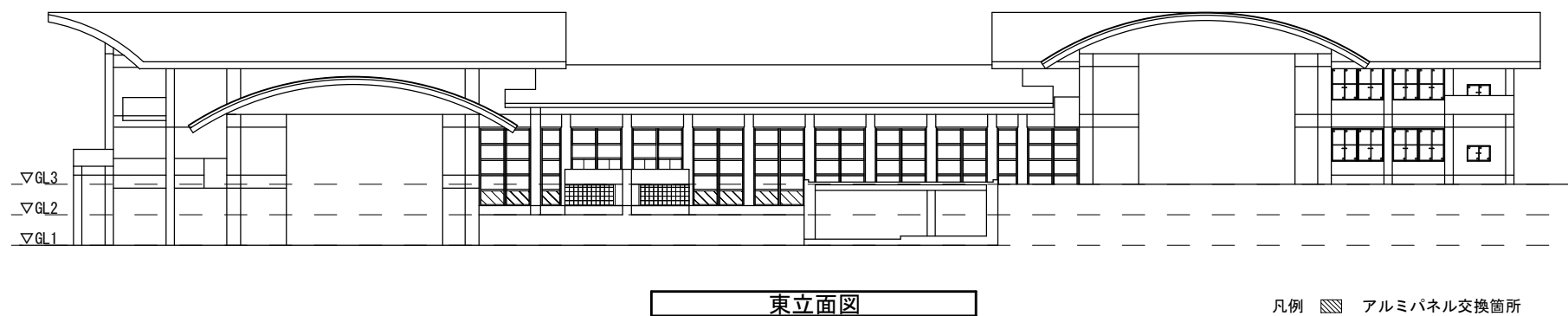
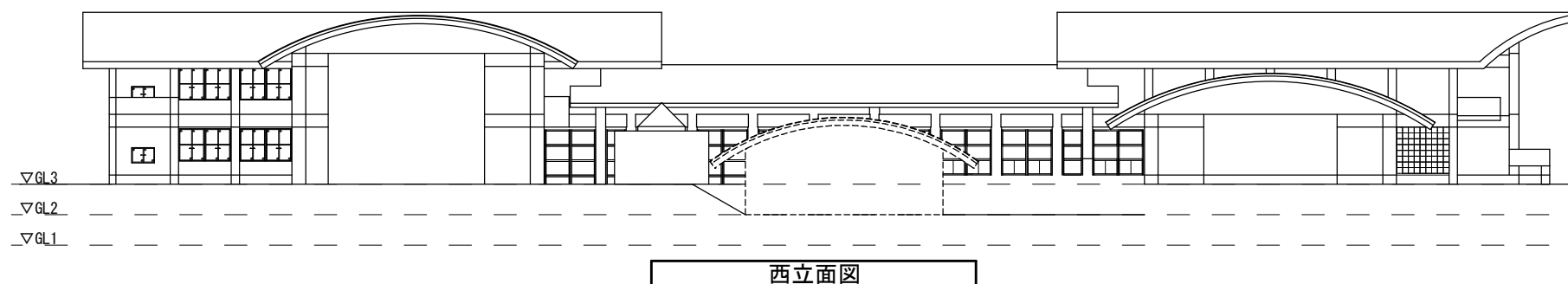
H棟F棟I棟南立面図



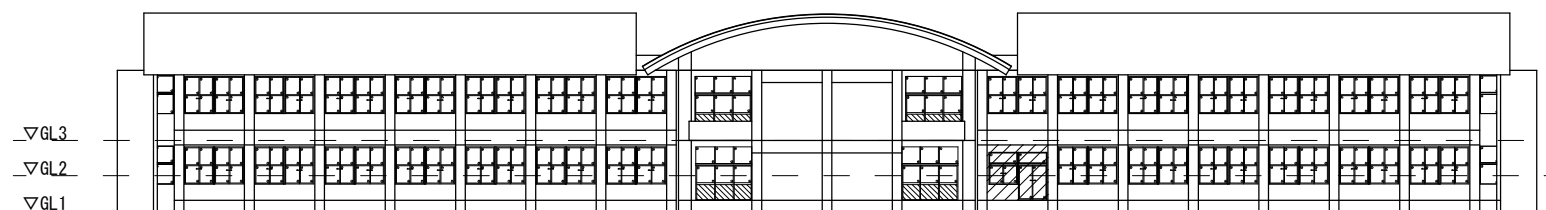
C棟G棟D棟南立面図

凡例 ■ ガラス交換箇所
 ▨ アルミパネル交換箇所

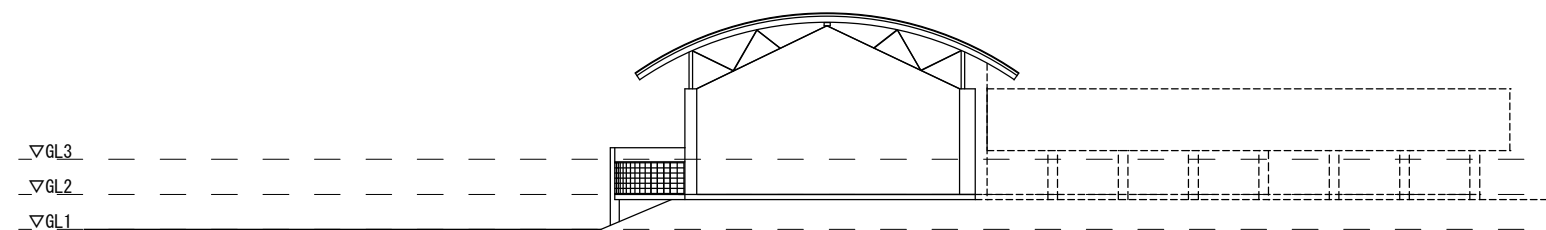
校舎棟立面図（1）



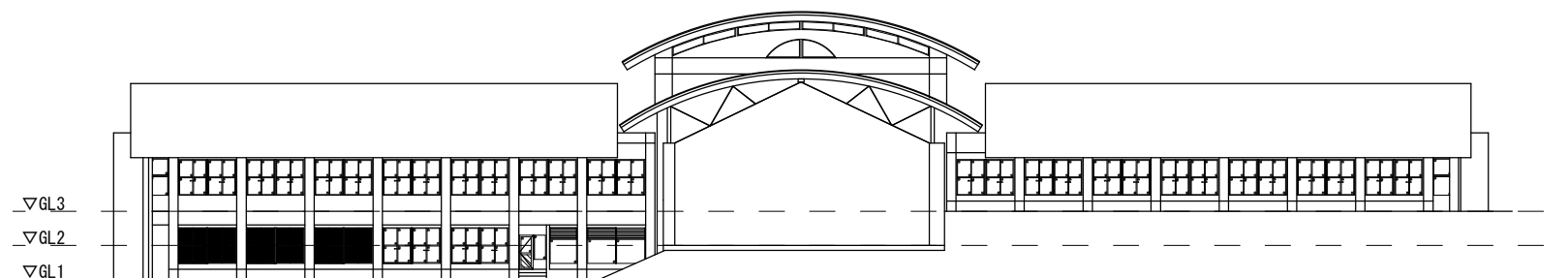
校舎棟立面図（2）



A棟G棟B棟北立面図



H棟G棟I棟北立面図



C棟G棟D棟北立面図

- 凡例
-  既存壁、建具(AW1)撤去 壁、建具(AW101)新設箇所
 -  ガラス交換箇所
 -  アルミパネル交換箇所

校舎棟立面図（3）

議案第 57 号

令和 7 年度(2025 年度)真庭市一般会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度真庭市一般会計補正予算(第 1 号)について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 13 日 提 出

真庭市長 太 田 昇

				原 案	
令和	年	月	日		決
				修 正	